

宿禰、野見宿禰等アリ、ミナ名ノ下ニカバ子アリ、阿曇連濱子等ハ、カバ子ウヂノ下ニアリ、コノ時ソノ法イマダサダマラズ、ソノ法ノ定リタルハ、天武天皇ノ時ナルベシ、

〔刊謬正俗〕姓族類

韻會、姓者所以繫統百姓使不別、氏者所以別子孫所出、世本言姓卽在上、言氏卽在下、周語賜姓曰姒、氏曰有夏、註堯賜禹姓曰姒、封之於夏又氏曰有呂、註以國爲氏、釋例曰、別而稱之曰氏、合而言之曰族、左氏傳正義云、別合者、若宋之華元華喜、皆出戴公、向魚鱗蕩、共出桓公、獨舉其人、則云華氏向氏、並指其宗、則云戴族桓族是其別合之異也、蓋姓經而氏緯、如源平藤橘等是姓、如足利織田等是氏、其曰清和源氏嵯峨源氏、及俗曰某一黨是族、中國姓廢而專用氏、吾邦古有姓而無氏、中葉始有姓氏之別、今也品官家專用姓、而其餘皆稱氏、其或同一氏也、或有出于源者、或有出于平者、如高階大神等、直以姓爲氏、碑銘行狀中、當云某姓某氏、不可必循華制、

〔廣益俗說辨十九并官職〕姓も氏も元一つなり、姓は體にて氏は用なり、しかれどもわかつていへば、源平藤橘は姓なり、姓は萬世まではらす、新田、足利、北條、菊池、楠は氏なり、これは所により代によつてかはるこあり、故に源氏、平氏、藤氏、橘氏とはいへども、新田姓、足利姓、北條姓、菊池姓、楠姓などとはいはざるなり、

〔貞丈雜記二〕一姓戸と云事あり、姓はカバ子也、氏は源平藤橘を始として、さまぐの氏あり、戸もカバ子よむ姓と同訓也、源朝臣、藤原朝臣、平朝臣、橘朝臣の朝臣は、かばね也、姓はさまぐの氏の貴きと賤とを分る爲に定たる物也、姓は朝臣、王、公、首、造、連、縣主、村主、神主、使主、人、伊美吉、史、勝部、伊吉、直人、宿禰、臣、直忌寸、氏、阿祇奈君、是等をかばねと云なり、其氏によりて姓もそれぐにかはるなり、清原眞人、小観宿禰、中臣連、酒部公などと云類なり、姓氏錄、姓名錄鈔などを見て知べし、

〔貞丈雜記二〕一姓氏と云事、姓氏の二字ともに、何れもうじとよむ字なれども、わけて委くいふ